

令和4年度第1回労働者安全衛生対策部会追加質問・意見

福島県原子力安全対策課

No.	資料	質問者	追加意見・コメント	回答
1	資料 2-1 6 頁	小山委員	工事監理員の力量が課題とされていますが、工事監理員となるためには、一定の研修かキャリアが必要となっているのでしょうか	(東京電力回答) 工事監理員になるためには、以下の要件を必要としています。 ・社内の技能認定制度で認定された者等であること ・社外の各種技能講習を受講していること、もしくは技能講習の内容を習得していること ・社内で実施する防火教育や危険予知体感研修を受講していること
2	資料 3-1 7 頁	いわき市	眼の水晶体の等価線量について専門員から質問があった際に、東京電力からストロンチウム 90 が支配的な作業場もあると回答しておりましたが、そのような作業場であり、かつ、汚染物に直接触れるような作業の場合には、手指などに不均等被ばくが生じる恐れがあるため、末端部の等価線量を管理する必要があると思われます。末端部の等価線量は管理していないのでしょうか? また、管理しているのであれば、実効線量や眼の水晶体の等価線量と同様に、その状況を報告していただき、作業員の安全性をしっかりと確保していることを公表した方が良いのではないのでしょうか?	(東京電力回答) 福島第一原子力発電所では、ストロンチウム 90 が支配的なエリアにおいて作業に従事する場合は、手指部に末端部測定用の積算線量計を着用し、等価線量の管理をしております。 また、これらの算定結果については毎月厚生労働省へ報告を実施しており、当社ホームページにおいて公表も実施しております。 https://www.tepco.co.jp/decommission/information/newsrelease/exposure/index-j.html 今後、労働者安全衛生対策部会においても、ご説明させていただくことで、事務局である福島県と調整してまいります。

3	資料 3-2 1~3 頁	村山委員	<p>1 ページで示されている各作業の被ばく線量が対策によってどの程度低減できたのか示した方がわかりやすい。例えば、2 「1F-3 原子炉格納容器内取水設備設置および同関連除却」については、2-3 ページに示されている低減効果の合計値 (148+156=304 人・mSv) を1 ページに示されている 0.98 人・Sv から差し引くことですか。</p> <p>また、作業 1 は他の作業に比べてかなり高い被ばく線量となっている。2 番目に線量が高い作業 2 が対策により線量が低減されることにより、両者の差はさらに広がることになる。作業 3 と比較しても作業 1 は2 倍近い被ばく量になっている。このような状況で、作業 1 について追加的な対策が取られていない理由を明らかにするとともに、可能な限り高い被ばく線量の作業から、低減対策を検討するようにしてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 ページ目にお示ししている被ばく線量は、作業における実績値であり、2-3 ページでお示ししている低減対策を適用して、作業を実施した結果の被ばく線量です。 作業 1 については、他作業と比較して、作業の工期が長かったこと、作業に従事している人工数が多かったことから、作業全体として総被ばく線量が高くなっています。 しかし、個人の平均線量については、上位 10 件名の他の作業と比較しても同等程度の実績です。(※) <p>なお、作業 1 の 1F-1 号機大型カバー設置工事については昨年 10 月に開催した令和 3 年度第 2 回労働者安全衛生対策部会にて、被ばく低減対策を紹介させていただいており、継続して最適化を図っています。</p> <p>また、現場観察を通じて追加の線量低減対策の必要性についても適宜確認しております。</p> <p>また、今後、資料 1 ページ目に作業毎の平均線量を掲載しご説明させていただくことで、事務局である福島県と調整してまいります。</p> <p>※上位 10 件の平均線量範囲は 2.09mSv/人～4.67mSv/人であり、作業 1 の 1F-1 号機大型カバー設置工事は、4.08mSv/人。</p>
4	資料 3-2 2~6 頁	小山委員	<p>高線量下における作業の被ばく低減を図るために遠隔操作の導入事例が紹介されていますが、それぞれの操作の線量率をみると 0.001 mSv/h～0.06</p>	<p>(東京電力回答)</p> <p>遠隔操作による作業を実施する条件として、遠隔操作によって操作する重機・機器がネットワークを介した操作に対応してい</p>

		<p>mSv/h とかなり幅があるようです。遠隔操作可能な条件等があり、全てが免震重要棟からの操作というわけにはいかないのでしょうが、操作場所の最適化については、どのような配慮がなされているのでしょうか。</p>	<p>ことがあげられ、有線等による遠隔操作が必要な重機・機器については、距離の制限から現場近くに遠隔操作室を設置する必要があります。</p> <p>また、それ以外にも遠隔操作対象の重機・機器にトラブルが発生した際に早急に対応を要する作業についても現場近くに遠隔操作室を設置する必要があります。</p> <p>これらの現場近くに遠隔操作室を設置する場合は、設置場所の選定、遮蔽などに関する最適化についても ALARA会議で確認しております。</p>
5	小山委員	<p>部会新規参加者及び会議資料閲覧者への配慮した解説資料の作成について</p> <p>本会議における田上委員の発言に関連して、当部会に提出される会議資料について、あらためて労働者安全衛生対策部会新規参加者及び会議資料閲覧者が閲読する観点から振り返ると、ある程度の福島第一、第二原子力発電所の固有の安全管理等の知識を前提にしないと理解が困難なのではないかとの印象を受けました。</p> <p>1F の資料には略語の解説が付き、2F の資料については安全組織、取組み等の解説がついていますが、まだまだ不十分で、例えば、単に ALARA 会議案件といわれて初めて参加された方も含めて皆さんが全員共通認識を持てるのでしょうか。「元請工事担当者 作業班長 作業員 工事監理員は安全行動を徹底する」と言われても</p>	<p>(事務局回答)</p> <p>作業安全ハンドブックを構成員の方々に送付させていただきます。</p> <p>また、用語の解説につきましては、資料の最後にまとめて記載するのではなく、貢ごとで用語の注釈をつけていただくよう次回から東京電力にお願いすることとします。</p> <p>解説資料の作成につきましては、上記の対応を踏まえ、資料の必要性を検討していきたいと考えております。</p>

		<p>それぞれの所属組織や役割等、作業安全管理のしくみについて認識していないとすっと理解できないのではないかで しょうか（資料を読み込めばわからなくはないですが）。</p> <p>本会は、勿論この分野の専門家の委員も参加されてお られます、市町村の委員も参加していることからも住 民目線で理解できる議論であることが必要かと思いま す。一方で、会議資料自体のつくりはある程度の知識を 前提にしないといったらずに冗長になることを避け、ある 程度の知識を前提として簡明に記載することもやむを えないと思います。そこで、部会事務局で東京電力の 御協力を得て用語解説や被ばく管理、現場作業管理の基 礎等、県、市町村職員が、本会に参加するにあたって必 要とする基本的な知識をまとめた用語解説資料を作成 するといったお考えはないでしょうか。</p> <p>関連して、作業安全ハンドブックといったものも、 私自身は震災前に見たような記憶もありますが、現 在、どのようなものが用いられているのかわかりませ ん。部会委員の共通認識として目を通しておく必要は ないでしょうか。</p>	
--	--	---	--